

## 第10回石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議（任意設置） 会議要旨

日 時：令和2年5月27日（水）

9：30～10：40

会 場：防災センター2階 多目的ホール

### 次 第

#### [報告事項]

##### 1 新型コロナウイルス感染症の状況等について（健康部）

■県内の発生状況 確定患者【5/25 8：30】宮城県内88例

※4/29～5/24 26日間確定患者なし

■国の対応

緊急事態宣言が続く8都道府県のうち、京都、大阪、兵庫の関西3府県の解除を決定  
(5/21)

■石巻保健所相談件数【5/21 現在】815件（前日比 +1）

■緊急事態措置の対応について【5/15～5/31】

- (1) 外出について（県民向け）
- (2) 職場における取組について（事業者向け）
- (3) 催物（イベント等）開催について（催物主催者向け）
- (4) 施設における取組について（施設管理者向け）

■予防・まん延防止対策

・イベント等や公共施設の考え方について

⇒令和2年5月16日から原則イベント等の実施、公共施設の開催の措置を決定

##### 2 市立小・中学校の夏季休業期間の変更について（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、石巻市立学校の管理に関する規則で規定する休業日について、本年度に限り、教育課程を再編成するため、休業日の特例として、小・中学校の夏季休業期間を変更し、必要とする授業日数及び時数を確保するもの。

###### (1) 主な内容

令和2年度に限り、小中学校の夏季休業期間を7月21日から8月25日までとしているところを、8月8日から8月19日までに変更し、必要授業日数及び標準時数を確保するもの。

###### (2) 今後の予定

夏季休業期間の変更内容等について、各学校長へ通知し、保護者には学校を通じて周知する。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策に関する専用ダイヤルへの移行について（総務部）

新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策総合相談窓口として使用してきた問い合わせ先電話番号を、今後、新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策専用ダイヤルとして6月1日（月）から使用（移行）する。

#### [審議事項]

#### 1 新型インフルエンザ等対策本部の開催方針について（健康部）

5月25日、政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態解除の宣言を受けて、本市の対策本部については、下記の開催方針に基づき開催する。

##### (1) 緊急事態宣言解除に伴う対応

法令設置から任意設置へ切り替え（会議の名称は「新型インフルエンザ等対策本部」を継続する。）

##### (2) 開催日程

① 定期的に月2回、庁議終了後に開催

② 石巻圏域で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合又は市民等に濃厚接触の疑いがある場合等は、随時開催

#### [復興政策部]

新型インフルエンザ等対策本部の開催方針に則り、庁議の開催会場については引き続き防災センターとする。

#### 2 新型コロナウイルス感染症対応チェックリストの見直しについて（健康部）

5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に緩和することとされていることから、国・県の方針を踏まえ本市の新型コロナウイルス感染症対応チェックリストについて、以下のとおり見直しを行う。

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対応【チェックリスト】の変更点について

###### ① 不可欠要件について

開催人数等（1-2）については、宮城県の基本的な考え方に準拠し、移行期間及び移行期間に応じた人数制限等を示した「市主催イベント等の段階的緩和の目安【別紙】」を作成

###### ② 市主催イベント等の段階的緩和の目安（基本的な考え方）

○ 「新しい生活様式」による基本的な感染防止策の徹底・継続

○ 施設の開館等に当たっては、「業種別ガイドライン」等に基づく実践

時期※1		収容率※2	人数制限※2	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
【移行期間】 ステップ①	屋内	50%以内	原則 100人	原則 「中止」 又は 「延期」
<b>5月16日から 6月18日まで</b>	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	原則 200人	
ステップ②	屋内	50%以内	原則 1000人	
<b>6月19日から 7月 9日まで</b>	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	原則 1000人	
ステップ③	屋内	50%以内	原則 5000人	
<b>7月10日から 7月31日まで</b>	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	原則 5000人	

※1 3週間程度での評価期間に基づく段階的緩和を想定

※2 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度に選択

[教育委員会]

今後の施設運営に当たっては、国・県で示すガイドラインや考え方に則り進めいくこととしたい。

[産業部]

田代島マンガアイランドやおしか家族旅行村について、6月1日から当面の間は県内の利用者に限定して申込みを受け付けていることから、段階的緩和に関しては県内の感染者の状況を注視しながら進めていきたい。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策における避難所運営について（総務部）

内閣府等より、新型コロナウイルス感染症への避難所対応について、可能な限り多くの避難所の開設及び発熱・咳症状等がある方への専用スペースの確保により感染拡大の防止を図る旨の通知を受け、本市においても実施について検討するため、運営方針（案）を作成する。

#### (1) 開催方針について

- ① 大雨・洪水等の警報時等の避難所として、可能な限り多くの避難所を開設する。
- ② 発熱や風邪症状等がある避難者のための「対策スペース」（専用スペース）を確保

する。

③ 「対策スペース」の定員超過等を想定し、「市内ホテル等」の活用も検討する。

(2) 運用方針について

① 「対策スペース」は、避難所閉所後の施設再開に配慮し、学校にあっては空き教室等とし、他の公共施設等は会議室等とする。

② 通常教室及び放課後児童クラブ専用室等は、各避難所における定員超過時における健康不安のない避難者のための予備とする。

③ 避難所に対し、避難所派遣職員のほか「保健師」を配置する。なお、保健師の配置が困難な避難所については、各地区の拠点なる避難所からの巡回等により対応する。

④ 各避難所において、発熱や風邪症状のある避難者は「対策スペース」に誘導（隔離）する。

⑤ 「対策スペース」に誘導（隔離）した避難者のうち、厚生労働省公表の13の重度症状等に照らして、「保健師等」の判断により、病院へ緊急搬送する。

⑥ 災害の種別や状況に応じ、親戚や友人の家等への避難や自宅での垂直避難も図る。

(3) その他の方針

① 避難所内の概ね2メートル確保の運用に際し、床面に目印（テープ表示）を行う。なお、「対策スペース」は、通常避難所より通路（動線）を多く確保するよう努める。

② 避難所閉所後は消毒作業を行うものとし、「対策スペース」については専門業者による消毒を検討する。

[半島復興事業部]

避難所の運営について、新型コロナウイルス感染症対策における訓練の実施等は検討しているのか。

[総務部]

宮城県で避難所運営に係るガイドラインを作成中であり、ガイドラインが示され次第、本市での訓練の実施について検討していきたい。

[健康部]

対策スペース誘導（隔離）判断基準について、保健師がいない場合、一般の職員が対応しなければならないことから、「風邪症状等のある者」は「咳などの風邪症状のある者」など具体的に示すべきではないか。

また、「対策スペース」に複数の罹患者がきた際にパーティションを設置するなど、二次感染を防ぐ対応は検討されているか。

[総務部]

対策スペース誘導（隔離）判断基準については、再度、健康部と協議させていただく。

「対策スペース」の二次感染対策については、テントタイプで感染者同士を隔離することを検討している。

[その他]

- 1 緊急事態宣言の解除に伴う職員の出張の取扱いについて（総務部）
- 2 石巻市立病院における新型コロナウイルス感染症対策について（病院局）
- 3 道の駅上品の郷（ふたごの湯）の再開について（河北総合支所）
- 4 環境省ビジターセンターの再開について（牡鹿総合支所）

○第11回対策本部会議日程

[日時] 6月9日（火）庁議終了後 [会場] 防災センター2階 多目的ホール

※国・県の動向により、6月9日以前に対策本部会議を開催する可能性があります。

以 上